

医療施設等国庫補助金・交付金一覧表

(施設・設備)

令和6年8月 島根県 医療政策課

(留意事項)

一部記載を省略した部分もあるため、必ず「実施要綱」「交付要綱」により確認をしてください。

《施設の部》

1. 医療施設等施設整備費補助金（県補助要綱名：島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱）

要綱等	事業区分	交付対象	補助事業者		補助（負担）率		種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	
			独法	公立	公的	民間				
1 へき地保健医療対策等実施要綱	(1) へき地診療所施設整備事業	都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、その他厚生労働大臣が適当と認める者	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	1/2	0	診療所	(診療部門) 次のいずれかの面積 無床の場合 160m ² 有床で5床以下の場合 240m ² 有床で6床以上の場合 760m ² (医師住宅) 80m ² (看護師住宅) 80m ²	へき地診療所の新築、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る）、改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費等及び買収に要する経費	
								ヘリポート 92,489千円		
2 へき地保健医療対策等実施要綱	(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業	都道府県、市町村等	×	○	×	×	1/2	1/4	過疎地域等特定診療所の新築、増改築、改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費等	
3 へき地保健医療対策等実施要綱	(3) へき地保健指導所施設整備事業	同上	×	○	×	×	1/3	0	（指導部門と住宅部門との併設） 120m ² (指導部門) 70m ² (住宅部門) 50m ²	へき地保健指導所の新築に要する工事費等
4 研修医のための研修施設整備事業実施要綱	(4) 研修医のための研修施設整備事業 (国直接補助)	臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）	△	×	×	○	1/2	—	研修医数×30m ² (1,000m ² を限度)	研修棟の新築、増改築に要する工事費等
5 臨床研修病院研修施設整備事業実施要綱	(5) 臨床研修病院施設整備事業 (国直接補助)	同上	△	×	×	○	1/2	—	500m ²	外来診療棟（臨床研修を実施している診療部門及び診療科に限る。）の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費等
6 へき地保健医療対策等実施要綱	(6) へき地医療拠点病院施設整備事業	都道府県、都道府県知事の指定を受けた病院の開設者	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	1/2	1/2	—	(診療部門) 1,000m ² (医師住宅) 1戸当たり 80m ² (2戸を限度)	へき地医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等	
7 医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱	(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業	臨床研修病院の開設者（市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）	△	×	×	○	1/3	1/3	研修医数×20m ²	臨床研修医の宿舎の新築、増改築、改修に要する工事費等
8 へき地保健医療対策等実施要綱	(8) 畦島等患者宿泊施設施設整備事業	都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、その他厚生労働大臣が適当と認める者	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	1/3	1/3	—	室数（8室を限度）×40m ² ×352千円（改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額）	畦島等患者宿泊施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
9 産科医療確保事業実施要綱	(9) 産科医療機関施設整備事業	同上	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	1/2	0	—	(診療部門) 194m ² (宿泊施設) 室数（2室を限度）×40m ²	産科医療機関の新築、増改築、改修に要する工事費等	
10 産科医療確保事業実施要綱	(10) 分娩取扱施設施設整備事業	同上	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	1/2	0	—	(診療部門) 194m ² (宿泊施設) 室数（2室を限度）×40m ²	分娩取扱施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
11 死亡時画像診断システム整備事業実施要綱	(11) 死亡時画像診断システム等施設整備事業	都道府県、市町村等、その他厚生労働大臣が適当と認める者	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	1/2	0	—	1施設当たり (1)死亡時画像診断室整備の場合 42,621千円 (2)解剖室整備の場合 105,782千円	死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費等	

要綱等	事業区分	交付対象	補助事業者			補助（負担）率		種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	
			独法	公立	公的	民間	国				
12 有床診療所等スプリンクラー等施設整備実施要綱	(12) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	都道府県、市町村等、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が適当と認める者	○	○	○	○	1/2	0	通常型SP設備	基準面積1m ² 当たり、基準単価23千円 消火ポンプユニットを整備する場合は1施設当たり2,350千円を加算する。	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費等
									水道連結型SP設備	基準面積1m ² 当たり、基準単価22千円 消火ポンプユニットを整備する場合は1施設当たり2,350千円を加算する。	
									パッケージ型自動消火設備	基準面積1m ² 当たり、基準単価27千円	
									消防法施行令32条適用設備	基準面積1m ² 当たり、基準単価26千円	
									定額	0 自動火災報知設備 1施設当たり 1,222千円(設備新設に限る)	自動火災報知設備整備のために必要な工事費等
13 院内感染対策事業実施要綱	(14) 院内感染対策施設整備事業	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者(市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)	○	×	×	○	1/3	0	— 1室当たり 15,724千円 (空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合)35,787千円を加算	医療機関の感染者のための個室整備に要する工事費等	
14 災害医療対策事業等実施要綱	(15) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	都道府県、病院の開設者	○	○	○	○	1/3	0	— 1m当たり、基準単価93千円(上限30m)	ブロック塀の改修等に必要な工事費等	
15 新興感染症対応力強化事業実施要綱	(16) 新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設整備事業)	都道府県、病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者	○	○	○	○	1/3	1/3 病室の感染対策に係る整備 1/2 病棟等の感染対策に係る整備 1/2 個人防護具保管施設の整備	病室の感染対策に係る整備 1室当たり 14,546千円 対象面積1m ² 当たり 基準単価239,300円 対象面積1m ² 当たり 基準単価239,300円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費等 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費等 病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費等	

●過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とします。

●補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とします。

●上記は現時点の内容であり、今後、国、県において今後事業の改廃や補助(負担)率が変更されることがありますので、その点はご承知おきください。

※表中の「市町村等」は、「市町村、地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合」を指す

《施設の部》

2. 医療提供体制施設整備交付金（島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱）

要綱等	事業区分	交付対象 ※詳細は要綱を	交付金事業者		補助(負担)率		種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費
			独法	公立	公的	民間			
1 救急医療対策事業実施要綱	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）	○	×	○	○	0.33	0	— 次のいずれかの面積 (人口10万人以上の場合) 150m ² (人口5万人以上10万人未満の場合) 100m ² 休日夜間急患センターの新築、増改築に要する工事費等
2 救急医療対策事業実施要綱	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	— 150m ² 病院群輪番制病院又は共同利用型病院の新築、増改築に要する工事費等
3 救急医療対策事業実施要綱	(3) 救急ヘリポート施設整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	— 58,044千円 ヘリポート整備に要する工事費等
4 救急医療対策事業実施要綱	(4) ヘリポート周辺施設設置整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	格納庫 203,284千円 給油施設 128,021千円 融雪施設 128,021千円 格納庫整備に要する工事費等 給油施設整備に要する工事費等 融雪施設整備に要する工事費等
5 救急医療対策事業実施要綱	(5) 救命救急センター施設整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	— 2,300m ² ヘリポート 92,489千円 SCU 15m ² ×脳卒中専用病床数（2床を限度） SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等 小児救急専門病床 15m ² ×小児救急専門病床数（6床を限度） 小児救急専門病床の新築、増改築に要する工事費等 CCU 15m ² ×心臓病専門病床数（4床を限度） CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等 重症外傷専門病室 15m ² ×重症外傷専門病床数（4床を限度） 重症外傷専門病室の新築、増改築に要する工事費等 補強 2,300m ² ×51,300円 救命救急センターの新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等
6 救急医療対策事業実施要綱	(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	— 150m ² 小児救急医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等
7 救急医療対策事業実施要綱	(7) 小児初期救急センター施設整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	— 300m ² 小児初期救急センターの新築、増改築、改修に要する工事費等
8 救急医療対策事業実施要綱	(8) 小児集中治療室施設整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	— 20m ² ×小児集中治療室病床数 小児集中治療室として必要な新築、増改築、改修に要する工事費等
9 周産期医療対策事業等実施要綱	(9) 小児医療施設設置整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	— 次のいずれかの面積 800m ² 4,000m ² （小児総合病院） 小児医療施設の新築、増改築、改修に要する工事費等
10 周産期医療対策事業等実施要綱	(10) 周産期医療施設設置整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	— 300m ² 母胎・胎児集中管理室の新築、増改築、改修に要する工事費等
11 周産期医療対策事業等実施要綱	(11) 地域療育支援施設設置整備事業	同上	○	×	○	○	0.5	0	— 1床あたり130m ² （10床を限度） 地域療育支援施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費等
12 共同利用施設整備事業実施要綱	(12) 共同利用施設設置整備事業	民間事業者（注2）	○	×	×	○	0.33	0	— (特殊診療棟) 300m ² (開放型病棟) 一般病床（50床を限度）×13.88(12.56)m ² 共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門の新築、増改築に要する工事費等

要綱等	事業区分	交付対象 ※詳細は要綱を	交付金事業者		補助(負担)率		種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	
			独法	公立	公的	民間				
16 災害医療対策事業等実施要綱	(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業	同上	○	×	○	○	0.50	0	災害拠点精神科病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
							0.33	0		
								非常用自家発電設備		
								174,094千円		
								受水槽		
								160,434千円		
17 腎移植施設整備事業実施要綱	(17) 腎移植施設整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	腎移植施設の新築、増改築に要する工事費等	
18 特殊病室施設整備事業実施要綱	(18) 特殊病室施設整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	特殊病室（無菌室）整備に要する工事費等	
19 肝移植施設整備事業実施要綱	(19) 肝移植施設整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	肝移植施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
20 治験推進対策施設整備事業実施要綱	(20) 治験施設整備事業	民間事業者（注2）	○	×	×	○	0.33	0	治験専門外来 100m ²	
21	－	(21) 特定地域病院施設整備事業	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）	○	×	○	○	0.33	0	特定地域病院の改築、改修（補強）に要する工事費等
22 災害医療対策事業等実施要綱	(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	土砂災害危険か所	
23 災害医療対策事業等実施要綱	(23) 医療施設等耐震整備事業	民間事業者（注2）	○	×	△	○	0.50	0	病院	
24 アスベスト除去等整備事業実施要綱	(25) アスベスト除去等整備事業	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）	○	×	○	○	0.33	0	アスベスト等の除去等を行う壁等の延べ面積×54,100円	
25 医療機器管理室施設整備事業実施要綱	(26) 医療機器管理室施設整備事業	民間事業者（注2）	○	×	×	○	0.33	0	80m ²	
26 地球温暖化対策施設整備事業実施要綱	(27) 地球温暖化対策施設整備事業	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）	○	×	○	○	0.33	0	医療機器管理室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
27 看護職員確保対策事業等実施要綱	(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	医療法人、社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く）、学校法人及び準学校法人、一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険組合連合会、独立行政法人（ただし、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあってはこの限りではない）に限る）	○	×	○	○	0.50	0	地球温暖化対策に資する施設整備に要する工事費等	
									看護師の特定行為研修の実施に必要な新築、増改築、改修に要する工事費等	

要綱等	事業区分	交付対象 ※詳細は要綱を	交付金事業者		補助(負担)率		種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費
			独法	公立	公的	民間			
28 歯科保健医療対策事業実施要綱	(29) 地域拠点歯科診療所施設整備事業	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）	○	×	○	○	0.50	0	— 150m ² 地域拠点歯科診療所の新築、増改築、改修に要する工事費等
29 災害医療対策事業等実施要綱	(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	同上	○	×	○	○	0.33	0	非常用自家発電設備 174,094千円 非常用自家発電設備に要する工事費等 受水槽 160,434千円 受水槽整備に要する工事費等 給水設備 75,443千円 給水設備整備に要する工事費等 燃料タンク 34,791千円 非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強に必要な工事費等
29 災害医療対策事業等実施要綱	(31) 医療施設浸水対策事業	救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急诊センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）	○	×	○	○	0.33	0	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設 1施設当たり 49,130千円 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設 1施設当たり 38,769千円 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設 止水板の設置 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置 1施設当たり 466千円 止水板の設置に必要な工事費等 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費等

(注1) 公的団体…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

(注2) 民間事業者…医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）から、公的団体を除く者をいう。

●過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

●補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

●補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

●上記は現時点の内容であり、今後、国、県において今後事業の改廃や補助（負担）率が変更されることがありますので、その点はご承知おきください。

《設備の部》

3. 医療施設等設備整備費補助金（県補助要綱名：島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱）

要綱等	事業区分	交付対象	補助事業者				補助(負担)率		種目	1か所当たり基準額	対象経費
			独法	公立	公的	民間	国	県			
1 べき地保健医療対策等実施要綱	(1) べき地診療所設備整備事業	都道府県、市町村等（注1）、公的団体（注2）、その他厚生労働大臣が適当と認める者	○	○	○	○	1/2	0	医療機器整備費	16,500千円	べき地診療所として必要な医療機器購入費
2 べき地保健医療対策等実施要綱	(2) べき地患者輸送車（艇）整備事業	都道府県、市町村等（注1）、公的団体（注2）、知事の指定を受けたべき地医療拠点病院、べき地診療所又は知事の判断に基づき事業を実施する病院及び診療所の開設者	○	○	○	○	1/2	0	患者輸送車	（マイクロバスの場合）1台当たり 2,829千円 （ワゴン車の場合）1台当たり 1,474千円	患者輸送用マイクロバス、ワゴン車等の購入費
			○	○	○	○			患者輸送車	1隻当たり 10,198千円	患者輸送艇購入費
		都道府県、市町村等（注1）、公的団体（注2）、豪雪地帯特別措置法第2条第2項の規定に基づく指定区域内に所在するべき地診療所（べき地診療所施設整備費補助金の交付を受けて設置した診療所及び国民健康保険直営診療所をいう。）の開設者	○	○	○	○	1/2	0	患者輸送用雪上車	1台当たり 8,543千円	患者輸送用雪上車購入費
			○	○	○	○			医師往診用小型雪上車	1台当たり 440千円	医師往診用小型雪上車購入費
3 べき地保健医療対策等実施要綱	(3) べき地巡回診療車（船）整備事業	都道府県、市町村等（注1）、公的団体（注2）、知事の指定を受けたべき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者	○	○	○	○	1/2	0	巡回診療車	1台当たり 1,426千円	巡回診療用自動車及び積載する医療機器購入費
			○	○	○	○			巡回診療用雪上車	1台当たり 4,241千円	巡回診療用雪上車及び積載する医療機器購入費
			○	○	○	○			巡回診療船	1隻当たり 9,081千円（中型は24,982千円）	巡回診療用船建造費及び積載する医療機器購入費
			○	○	○	○			歯科巡回診療車	1台当たり 3,738千円	歯科巡回診療用自動車及び積載する機器購入費
4 べき地保健医療対策等実施要綱	(4) 離島歯科巡回診療用設備整備事業 (国直接補助)	都道府県	×	△	×	×	1/2	-	遠隔型離島用設備	1班当たり 1,870千円	離島歯科巡回診療に必要な歯科医療機器購入費
5 べき地保健医療対策等実施要綱	(5) 過疎地域等特定診療所設備整備事業	都道府県、市町村等（注1）	×	○	×	×	1/2	1/4	近接型離島用設備	1班当たり 1,100千円	
6 べき地保健医療対策等実施要綱	(8) べき地保健指導所設備整備事業	都道府県、市町村等（注1）	×	○	×	×	1/3	0	医療機器整備費	1台当たり 478千円	保健師用自動車購入費
7 べき地保健医療対策等実施要綱	(9) べき地医療拠点病院設備整備事業	都道府県、都道府県知事から指定を受けた病院の開設者	○	○	○	○	1/2	1/2	医療機器整備費	55,000千円	べき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費
			○	○	○	○			歯科医療機器等整備費	27,500千円	べき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費
8 地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱	(10) 遠隔医療設備整備事業	都道府県、市町村等（注1）、厚生労働大臣の認める者	○	○	○	○	1/2	0	（遠隔病理診断） 支援側医療機関 4,598千円 依頼側医療機関 14,198千円 (遠隔画像診断及び助言) 支援側医療機関 16,390千円 依頼側医療機関 14,855千円 (オンライン診療装置) 8,250千円		遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費
9 臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱	(11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業 (国直接補助)	臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等（注1）、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センターを除く。）	△	×	○	○	1/2	-	情報通信機器	（支援側医療機関）7,857千円 (依頼側医療機関) 7,857千円	臨床病理検討会の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費
10 べき地保健医療対策等実施要綱	(12) べき地・離島診療支援システム設備整備事業	都道府県、市町村等（注1）、公的団体（注2）、その他厚生労働大臣が適当と認める者	○	○	○	○	1/2	0	情報通信機器	（支援側医療機関）7,857千円 (依頼側医療機関) 7,857千円	べき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費
11 べき地保健医療対策等実施要綱	(13) 離島等患者宿泊施設設備整備事業	同上	○	○	○	○	1/3	1/3	初度設備費	1室当たり 233千円（8室を限度）	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費
12 産科医療確保事業実施要綱	(14) 産科医療機関設備整備事業	同上	○	○	○	○	1/2	0	医療機器整備費	17,035千円	産科医療機関として必要な医療機器購入費
13 産科医療確保事業実施要綱	(15) 分娩取扱施設設備整備事業	同上	○	○	○	○	1/2	0	医療機器整備費	17,035千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費
14 周産期医療対策事業等実施要綱	(16) ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業	都道府県、厚生労働大臣が適当と認める者	○	○	○	○	1/2	0	情報通信機器	（支援側医療機関) 20,000千円 (依頼側医療機関) 10,000千円	産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援の実施に必要なサーバー、モニタ、ディスプレイ等の購入費
15 死亡時画像診断システム整備事業実施要綱	(17) 死亡時画像診断システム等設備整備事業	都道府県、市町村等（注1）、その他厚生労働大臣が認める者	○	○	○	○	1/2	0	医療機器整備費	（死亡時画像診断室整備) 37,180千円 (解剖室設備) 53,700千円	死亡時画像診断等の実施に必要な医療機器購入費
16 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業実施要綱	(18) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	都道府県、市町村等（注1）、その他厚生労働大臣が適当と認める者	○	○	○	○	1/2	0	医療機器等整備費	71,191千円	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費
17 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱	(19) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	同上	○	○	○	○	1/2	0	簡易自家発電装置等整備費	1台当たり 212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費
18 救急医療対策事業実施要綱	(20) 遠隔ICU体制整備促進事業	都道府県、厚生労働大臣が適当と認める者	○	○	○	○	1/2	0	情報通信機器	（支援側医療機関) 120,000千円 (依頼側医療機関) 60,000千円	遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入費

要綱等	事業区分	交付対象	補助事業者				補助(負担)率		種目	1か所当たり基準額	対象経費
			独法	公立	公的	民間	国	県			
19 新興感染症対応力強化事業実施要綱	(21) 新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関設備整備事業)	都道府県、病院、診療所の開設者	○	○	○	○	1/2	1/2	病床確保に 係る協定締 結医療機関	(簡易陰圧装置)4,320千円 (検査機器(PCR検査装置))9,350千円 (簡易ベッド)51千円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器PCR検査装置、簡易ベッドの購入費

(注1)市町村等:市町村、地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合

(注2)公的団体:日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

(注3)上記は現時点の内容であり、今後、国、県において今後事業の改廃や補助(負担)率が変更されることがありますので、その点はご承知おきください。

《設備の部》

4. 医療提供体制推進事業費補助金（県補助要綱名：島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱）

要 綱 等	事業区分	交付対象	事業者			補助(負担)率		種目	1か所当たり基準額	対象経費	
			独法	公立	公的	民間	国				
1 救急医療対策事業実施要綱	7(7) 休日夜間急救センター設備整備事業	公的団体(注1) 厚生労働大臣が適当と認める者(注2)	○	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	次のいずれかの額 (人口10万人以上の場合) 4,400(11,000)千円 (人口5万人以上10万人未満の場合) 3,300(8,250)千円	休日夜間急救センターとして必要な医療機器等の購入費
2 救急医療対策事業実施要綱	7(1) 小児初期急救センター設備整備事業	同上	○	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	11,000千円	小児初期急救センターとして必要な医療機器の購入費
3 救急医療対策事業実施要綱	7(4) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	同上	○	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	(医療機器) 22,000千円 (心臓病専用医療機器) 6,285千円 (脳卒中専用医療機器) 6,285千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器の購入費
									心電図受信装置	2,774千円	心電図受信装置の購入費
4 救急医療対策事業実施要綱	7(1) 救命急救センター設備整備事業	同上	○	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	(医療機器) 256,300千円 (重症熱傷医療を行う場合の加算) 44,000千円 (心臓病専用医療機器) 62,856千円 (脳卒中専用医療機器) 62,856千円 (小児救急専用医療機器) 62,856千円 (重症外傷専用医療機器) 62,856千円	救命急救センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費
									ドクターか	58,737千円	ドクター及び搭載する医療機器等の購入費
									心電図受信装置	2,774千円	心電図受信装置の購入費
									無線装置	1,100千円	ドクターとの通信に必要な無線装置の購入費
5 救急医療対策事業実施要綱	7(4) 高度救命急救センター設備整備事業	同上	○	×	○	○	1/3	1/3	広範囲熱傷用医療機器	88,000千円	高度救命急救センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費
									指肢切断用医療機器	8,542千円	
									急性中毒用医療機器	32,039千円	
6 救急医療対策事業実施要綱	7(5) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	同上	○	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	22,000千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の購入費
7 救急医療対策事業実施要綱	7(6) 小児集中治療室設備整備事業	地方公共団体 地方独立行政法人 公的団体(注1) 厚生労働大臣が適当と認める者(注2)	○	○	○	○	1/3	2/3以内	医療機器	11,550千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の購入費
8 地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱	1 小児救急遠隔医療設備整備事業	同上	○	○	○	○	1/2	1/4	小児救急遠隔医療設備	(支援側医療機関) 25,073千円 (依頼側医療機関) 病院 29,159千円 診療所 23,104千円	小児救急遠隔医療の実施に必要なテレビリモー、ブルガーオー、テレビ電話等コピートー及び付属機器等の購入費
9 周産期医療対策事業等実施要綱	4(7) 小児医療施設設備整備事業	公的団体(注1) 厚生労働大臣が適当と認める者(注2)	○	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	26,400千円 (NICUに必要な医療機器を整備する場合の加算) 9,900千円 + (1,650千円 × NICU病床数) (16,500千円を限度)	小児医療施設として必要な医療機器等(NICUに必要な医療機器を含む。)の購入費
10 周産期医療対策事業等実施要綱	4(4) 周産期医療施設設備整備事業	同上	○	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	31,975千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(MFICUIに必要な医療機器を含む。)の購入費
									ドクターか	32,039千円	
11 周産期医療対策事業等実施要綱	4(6) 地域療育支援施設設備整備事業	同上	○	×	○	○	1/2	1/2以内	医療機器	3,300千円×病床数 (10床を限度)	地域療育支援施設として必要な医療機器等の購入費
12 共同利用施設整備事業実施要綱	I 共同利用施設設備整備事業	地方公共団体(注3) 地方独立行政法人(注3) 公的団体(注1) 厚生労働大臣が適当と認める者(注2)	○	△	○	○	1/3	1/3 又は 0	共同利用高額医療機器	220,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費
13 災害医療対策事業等実施要綱	オ(7) 基幹災害拠点病院設備整備事業	公的団体(注1) 厚生労働大臣が適当と認める者(注2)	○	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	32,039千円等	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費
14 災害医療対策事業等実施要綱	オ(4) 地域災害拠点病院設備整備事業	同上	○	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	19,224千円等	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費
15 災害医療対策事業等実施要綱	オ(4) NBC災害・テロ対策設備整備事業	地方公共団体 地方独立行政法人 公的団体(注1) 厚生労働大臣が適当と認める者(注2)	○	○	○	○	1/2	1/2	NBC災害・テロ対策用医療機器等	33,762千円	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費
16 災害医療対策事業等実施要綱	オ(1) 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業	都道府県	×	△	×	×	1/2	0	医療機器等	43,914千円	航空搬送拠点臨時医療施設として必要な医療機器等の購入費

要 紹 等	事業区分	交付対象	事業者			補助(負担)率		種目	1か所当たり基準額	対象経費
			独法	公立	公的	民間	国			
17 災害医療対策事業等実施要綱	オ(オ) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業	地方公共団体 地方独立行政法人 公的団体(注1) 厚生労働大臣が適当と認める者(注2)	○	○	○	○	1/2	1/3	システム端末等	8,676千円 災害拠点精神科病院及びDPAT先遣隊を有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費
18 災害医療対策事業等実施要綱	オ(カ) 医療施設非常用通信設備整備事業	救命救急センター、べき地医療拠点病院、べき地診療所(病床を有する診療所に限る。)、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く)	○	×	×	○	1/3	2/3以内	通信設備	741千円 災害時における通信手段の確保を図るために必要な通信設備の購入費
19 災害医療対策事業等実施要綱	オ(キ) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	同上	○	○	○	○	1/3	0	医療機器等 緊急車両	19,224千円 31,685千円 災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費 緊急車両(緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、メント、発電機等設備及び外部給電器を含む。)の購入費
20 人工腎臓装置不足地域設備整備事業実施要綱	カ 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	公的団体(注1) 厚生労働大臣が適当と認める者(注2)	○	×	○	○	1/3	0	人工腎臓装置	(多人数用) 14,080千円 (単身用) 7,150千円 人工腎臓装置の購入費
21 HLA検査センター設備整備事業実施要綱	キ HLA検査センター設備整備事業	同上	○	×	○	○	1/2	0	医療機器	22,000千円 組織適合検査に必要な検査機器、臓器保存器の購入費
22 院内感染対策事業実施要綱	ク 院内感染対策設備整備事業	同上	○	×	○	○	1/3	1/3	初度設備	(50床未満) 1,066千円 (50床以上100床未満) 1,386千円 (100床以上200床未満) 2,243千円 (200床以上300床未満) 3,416千円 (300床以上)4,590千円 病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費
23 環境調整室設備整備事業実施要綱	ケ 環境調整室設備整備事業	都道府県及び指定都市	×	△	×	×	1/3	0	検査機器	38,762千円 環境調整室に必要な検査機器の購入費
24 内視鏡訓練施設整備事業実施要綱	コ 内視鏡訓練施設設備整備事業	公的団体(注1) 厚生労働大臣が適当と認める者(注2)	○	×	○	○	1/2	1/2	手術台等	220,000千円 内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、無影灯、スコープ、光源装置等の購入費
25 医療機関アクセス支援車整備事業実施要綱	サ 医療機関アクセス支援車整備事業	都道府県及び市町村	×	○	×	×	1/3	1/3	マイクロバス ワゴン車等	1台当たり 2,828千円 1台当たり 1,474千円 医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費 医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費

(注1) 公的団体：日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会

(注2) 厚生労働大臣が適当と認める者：地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除きます。

(注3) 地域医療支援病院の共同利用部門に限ります。

(注4) 補助(負担)率の欄が「○/○以内」となっている事業については、県は補助しない場合もあります。

(注5) 上記は現時点の内容であり、今後、国、県において今後事業の改廃や補助(負担)率が変更されることがありますので、その点はご承知おきください。

1平方メートル当たり単価表

【医療施設等施設整備費補助金】

(単位 : 円)

施設の名称	種目等	単価		
		鉄筋コンクリート	ブロック	木造
(1) へき地診療所	一般地区	198,300	172,500	198,300
	離島豪雪地区	212,200	185,400	212,200
(2) 過疎地域等特定診療所	一般地区	198,300	172,500	198,300
	離島豪雪地区	212,200	185,400	212,200
(3) へき地保健指導所	一般地区	198,300	172,500	198,300
	離島豪雪地区	212,200	185,400	212,200
(4) 研修医のための研修施設		295,100	258,500	295,100
(5) 臨床研修病院		295,100	258,500	
(6) へき地医療拠点病院	病棟	264,400	230,900	
	診療棟	295,100	258,500	
	医師住宅	198,300	172,500	198,300
(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備		294,800	257,100	294,800
(9) 産科医療機関	診療部門	264,400	230,900	264,400
	宿泊施設	294,800	257,900	294,800
(10) 分娩取扱施設	分娩室、病室、入所室等	264,400	230,900	264,400
	宿泊施設	294,800	257,900	294,800

【医療提供体制施設整備交付金】

(単位 : 円)

施設の名称	種目等	単価		
		鉄筋コンクリート	ブロック	木造
(1) 休日夜間急患センター		208,200	180,900	208,200
(2) 病院群輪番制病院・共同利用型病院		295,100		
(5) 救命救急センター		295,100		
(6) 小児救急医療拠点病院		295,100		
(7) 小児初期救急センター		208,200	180,900	208,200
(8) 小児集中治療室		295,100		
(9) 小児医療施設	病棟	264,400	230,500	
	診療棟	295,100	258,000	
(10) 周産期医療施設		264,400	230,500	
(11) 地域療育支援施設	病棟	264,400	230,500	
	診療棟	295,100	258,000	
(12) 共同利用施設	病棟	264,400	230,500	
	診療棟	295,100	258,000	
(13) 医療施設近代化施設	病院	264,400	230,500	
	診療所	一般地区	198,000	172,000
		離島豪雪地区	212,000	185,000
(17) 腎移植施設		626,700		
(19) 肝移植施設		626,700		
(20) 治験施設	治験専門外来	295,100	258,000	
	治験管理部門	243,300	212,500	
(21) 特定地域病院	病棟	264,400	230,500	
	診療棟	295,100	258,000	
(26) 医療機器管理室		295,100		
(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等		208,200	180,900	208,200
(29) 地域拠点歯科診療所		208,200	180,900	208,200

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 離島豪雪地区とは、離島振興法第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。